

収入保険制度って何？

収入保険制度は農業経営全体を対象としたセーフティネットで、品目の枠にとらわれず、農業経営体の収入全体を見て総合的に対応できる任意加入の保険制度となっており、平成30年秋からの加入申請が予定されています。

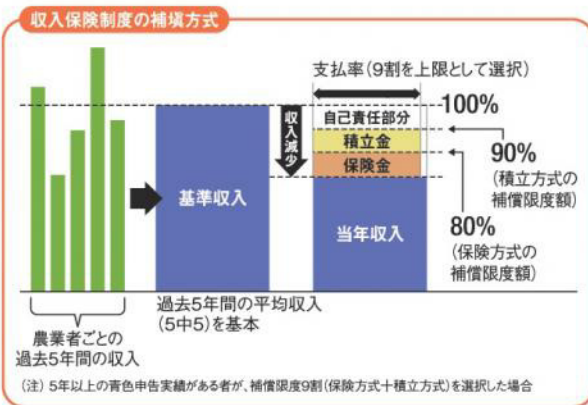
この制度では、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償対象となります。

1 対象者等

- 青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人)が対象です。制度は農業者ごとの収入減少を補填するものであり、制度の適正な運営のためには個々の農業者の収入を正確に把握する必要があります。
- 青色申告を5年間継続している農業者が基本ですが、青色申告(簡易な方式含む)の実績が、制度の加入申請時に1年分あれば加入できます(補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げられます)。
※なお、青色申告のうち現金主義は収入保険制度の対象となりません。

2 補償内容

- 当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補填します。
※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均(5中5)を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
※「掛け捨ての保険方式」に「掛け捨てとらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
※補填金の支払いにあたっては、積立金から先に充当されます。



3 対象収入

- 自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。所得ではありません。
 - 加工品は販売収入に含めませんが、精米、荒茶、梅干し、畳表など税法上農業所得として扱われているものは含めます。
 - 補助金は含みません。ただし、実態上、販売収入と一体的に取り扱われている畑作物の直接支払交付金等の数量払いを含めます。
- 所得税法上農業所得として扱われているものの例
- 精米、もち
 - 荒茶、仕上げ茶(乾燥・選別まで)
 - 梅干し(白干し)
 - 畳表
 - 干し柿
 - 乾しいたけ
 - 牛乳(加熱殺菌したもの) など
- (注) 農林水産省資料より抜粋

4 保険料・積立金

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)
- 保険料・積立金は全経営体共通で設定します。保険料は危険段階別に設定します(保険金の受領に応じて保険料率が増減します)。保険料は50%、積立金は75%を国庫で補助します。
※保険料は掛け捨てになります。保険料率は今後変更があり得ますが、現時点の試算では1%(50%の国庫補助後)です。
※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

(参考) 保険料・積立金の計算方法

保険料は、7.2万円	●保険料 = 基準収入 × 補償限度(0.8を上限に選択) × 支払率(0.9を上限に選択) × 保険料率(1%)
積立金は、22.5万円	●積立金 = 基準収入 × 積立率(1割) × 支払率(同上) × 1/4(25%)
合計 29.7万円	

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた 当年収入(対基準収入)
		保険金	積立金	
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

(注) 農林水産省による試算

5 類似制度との関係

- 下記のいずれかの制度に加入する農業者は、収入保険制度には加入できません。
※固定資産の損失を補填するもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済、果樹共済(樹体共済))及び診療費を補填するもの(家畜共済(病傷共済))を除く
- 下記の畜産品目は収入保険制度に加入できません。複合経営の場合、畜産品目以外の品目は収入保険制度に加入できます。

- 農業共済*
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 野菜価格安定制度
- 加工原料乳生産者経営安定対策

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
- 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
- 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- 鶏卵生産者経営安定対策

6 加入・支払等のスケジュール (平成30年秋 加入申請開始を想定)

平成29年	平成30年		平成31年	平成32年	
青色申告の実施 (以降毎年継続)	10~11月	12月末	1~12月 (税の収入の算定期間)	3月	3~6月
3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出	加入申請*	保険料等の納付	収入算定期間	確定申告	保険金等の請求・支払い

平成30年秋に加入申請するには、29年分の青色申告を行っている必要があります。29年分の青色申告を行うには29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険制度に関するご質問・ご相談については、お近くの農業共済組合にお問い合わせ下さい。

